

返戻金制度に関する事項

当事業所では返戻金制度を設けています。詳細は下記のとおりです。	
返戻金制度の内容	個別契約の履行を経て労働者が甲に雇用された後、労働者の責による解雇、若しくは労働者の都合により退職した場合、乙は甲に対し、次の割合の紹介手数料を返済する。
1 日で退職する時	紹介手数料の 100%を返戻
2 日～30 日以内に退職する時	紹介手数料の 50%を返戻
31 日以上経過後、退職する時	返金なし